



区のおしらせ

令和5年(2023年)

11/15

No.1906

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

せたがや

SETAGAYA

法改正により「管理不全空家等」も勧告の対象に

住まいのこれからを考えませんか?

適切な管理がされていない空き家は、住宅用地特例が解除され、固定資産税が大きく増額になる可能性があります。区内には、気軽に相談ができる様々な団体や窓口があります。今のうちから、自分に合った相談相手を見つけておきませんか。

☎ 建築安全課 ☎6432-7183 ☎6432-7987



放置してしまうと...



相談してみたら...

せたがや空き家大相談会 & トークショー

身近な相談先が多数集う!

日時 12月17日(日) 午前10時30分～午後4時

会場 教育総合センター (若林5-38-1)

※駐車場がありませんので、公共交通機関でお越しください。

地域貢献活用窓口

地域のために家を活かしませんか? (8面もご覧ください) 区長と地域貢献活用団体のディスカッションもあります。

せたがや空き家活用ナビ

相談・登録会のほか、空き家いったん安心保険やアキカツローンについても相談できます。

この他にも無料相談ブースを設け、様々なお悩みにお答えします!



トークショースペシャルゲスト

松本明子さん

様々なバラエティー番組に出演する傍らで、自身の経験をもとに、実家じまいの重要性をメディアで発信している。

一部予約優先。詳しくは、ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



☎ 建築安全課 上記 ☎・FAX

せたがや 空き家活用ナビ

家のことを何でも相談できるインターネット上の窓口です。専門のアドバイザーがお悩みを解決するまでサポートします。

対面による相談会 (事前予約制)

11月24日(金) 世田谷総合支所

12月21日(木) 砧総合支所

6年1月23日(火) 世田谷総合支所

2月22日(木) 砧総合支所

3月21日(木) 砧総合支所

いずれも午前9時～午後5時(相談時間は各回1人1時間まで)

詳しくは、ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。電話でお問い合わせください。

☎ せたがや空き家活用ナビ

☎0120-830-634 FAX03-6426-5735



主な内容 区議会第4回定例会を開催します…3面 | 「世田谷区地域経済発展ビジョン(仮称)素案」にご意見をお寄せください…8面



世田谷区長 保坂展人

「空き家が多い自治体」として世田谷区の事例がTV等で報道されています。人口が多く、家屋の数も多いことから、空き家解消のために職員も東奔西走していますが、次々と新たな空き家が発生しています。空き家が増えることで、住環境が悪化してしまうという声もいただいています。長年放置された「迷惑空き家」を解消するため、持ち主に働きかけて撤去する取組みも続けていますが、空き家の発生時に「空き家にならない使い手」を見つけてくれることも重要です。使い続けることで家屋の劣化を防ぎ、また、コミュニティを支える役割を担っていただくことも期待しています。12月17日には、教育総合センターで「せたがや空き家大相談会」も開催します。空き家をお持ちで困っている方はもちろん、空き家の問題に直面していない方にもたくさんヒントを持ち帰っていただける企画を準備しています。今年6月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、年内に施行される予定です。今回の法改正のポイントについて、国土交通省からの説明や、区の各事業のパネル展示のほか、身近な相談窓口の展示と無料相談ブースも設置します。皆さんとともに考えていく機会にしたいと思っています。

●電話・ファクシミリ番号の市外局番「03」を省略して記載しています。
●本紙は、新聞折込のほか、区施設、駅、郵便局、ファミリーマート等で配布しています。